自動車ターミナル法

1.案内情報

手続名 : トラックターミナルの位置、規模、構造又は設備の変更

手続根拠 : 自動車ターミナル法第11条、同施行規則第5条 手続対象者 : 位置、規模、構造又は設備を変更しようとする者

軽微な変更にあっては、変更した者

提出時期: 位置、規模、構造又は設備を変更しようとするとき

軽微な変更にあっては、変更したとき

提出方法 : トラックターミナル位置等変更許可申請書又は軽微変更

届出書を作成し、下記へ提出してください。

・北海道運輸局自動車部

· 東北運輸局自動車部貨物課

· 新潟運輸局自動車部貨物課

・関東運輸局自動車第二部貨物運送振興課

·中部運輸局自動車部貨物運送振興課

近畿運輸局自動車部貨物運送振興課

·中国運輸局自動車部貨物課

・四国運輸局自動車部貨物課

· 九州運輸局自動車部貨物運送振興課

· 沖縄総合事務局運輸部

手数料 : 無し

添付書類・部数:自動車ターミナル事業法施行規則第4条・第5条、部数

は提出先へお問い合わせ下さい。

申請書様式 : 提出先へお問い合わせ下さい。 記載要領・記載例 : 提出先へお問い合わせ下さい。

2.窓口情報

提出先:

- ・北海道運輸局自動車部貨物運送振興課 011-290-2743
- ・東北運輸局自動車部貨物課 022-299-8868
- 新潟運輸局自動車部貨物課 025-244-7579
- ・関東運輸局自動車第二部貨物運送振興課 045-211-7248
- ・中部運輸局自動車部貨物運送振興課 052-961-8037
- ・近畿運輸局自動車部貨物運送振興課 06-6949-6448
- ・中国運輸局自動車部貨物課 082-228-3438
- ・四国運輸局自動車部貨物課 087-835-6365
- ・九州運輸局自動車部貨物運送振興課 092-472-2528
- ・沖縄総合事務局運輸部陸運第一課 098-866-0031

受付時間:提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口:提出先に同じ。

3 . 手続情報

審査基準 : 自動車ターミナル法第11条第2項

標準処理期間:2ヶ月

不服申立方法:(行政不服審査法の規定による)